

性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、その心身に長年にわたって多大な苦痛を与え続ける悪質で重大な犯罪です。2017年には、刑法の性犯罪規定について、強姦罪を強制性交等罪として定義を広げ、法定刑の下限を引き上げるなど、およそ110年ぶりに大幅な改正が行われました。

しかし、2019年には、被害者の意に反する行為だと認定されながらも無罪とされる判決が相次ぐなど、現行の規定でも不十分であることが指摘されています。また、改正刑法の附則に盛り込まれた、施行後3年を目途として施策の在り方を検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることという規定にのっとり、有識者による検討が行われましたが、10回以上の会合を経て取りまとめられた令和3年5月の報告書では、ほとんどの論点について賛否の意見を並べた上で「さらに検討がなされるべきである」といった文言で締められており、所要の措置を講ずる内容までには至っていません。

よって、国会及び政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 強制性交等罪の暴行、脅迫に係る要件を見直し、被害者が恐怖等により抵抗できない場合や被害者が若年者である場合等に適切な処罰が行われるよう、抜本的な刑法改正を行うこと。
2. 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備促進、支援員の育成、財政支援を行うとともに、警察への届けの有無に関係なく、適切かつ十分な被害者支援を行う体制を整える性暴力被害者支援法を制定すること。
3. 夫婦間での性被害や、男性・LGBT被害者がワンストップ支援センターを利用できるよう周知を図り、適切に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月25日

枚方市議会議長 有山正信

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

男女共同参画担当大臣